

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																	
緑風冠高等学校	<p>行政財産使用料について、「行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準」に基づく逡増措置を適用せずに算出を誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="463 548 1650 814"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">許可数量</th> <th rowspan="2">目的</th> <th colspan="3">年間使用料</th> <th rowspan="2">使用期間</th> </tr> <tr> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>40.00㎡</td> <td>給品部</td> <td>96,800円</td> <td>78,540円</td> <td>18,260円</td> <td>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>						種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間	誤 (既収納額)	正	超過額	建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用料) 第27条 前条の規定により難しい場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。</p> <p>【行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定に関する取扱基準】 (令和5年1月4日付け財活第1583号 財務部長通知 別紙2) (各年度の使用料等の算定) 第4 第3の適用範囲に属する使用許可又は貸付けに係る令和5年度における使用料等の額の算定は次による。 (1) 改定使用料又は改定貸付料の額が令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を上回るときは、令和4年度の使用料又は貸付料に1.05を乗じた額を令和5年度の使用料又は貸付料の額とする。(以下略)</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料			使用期間																		
			誤 (既収納額)	正	超過額																			
建物	40.00㎡	給品部	96,800円	78,540円	18,260円	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）